

別表2（第4条関係）

## 会費の徴収基準、払い込み方法及び納期

## 1 会費徴収基準

(単位：円)

| 区分                                   | 会員区分  | 金額(年額) | 特記事項   |
|--------------------------------------|---|--------|--|
| 普<br>特<br>通<br>別<br>会<br>会<br>員<br>員 | 法人企業<br>(資本金1,000万円以上)  | 19,000 | ただし、会員の申し出<br>又は承諾を得た場合は、<br>左記以上の会費を徴収<br>することができる。 |
|                                      | 法人企業<br>(資本金1,000万円未満)  | 16,000 |  |
|                                      | 青色申告者   | 13,000 |  |
|                                      | 白色申告者   | 9,000  |  |
| 定<br>款<br>会<br>員                     | (団体)<br>相互会社<br>中小企業等協同組合<br>信用金庫<br>労働金庫<br>公社<br>青色申告会<br>法人会<br>スタンプ会<br>商店会<br>医療法人<br>社会福祉法人 | 20,000 |  |
|                                      | (個人)<br>医師<br>歯科医師<br>助産師   | 13,000 |  |

但し、特別会員の内、共済継続特別会員の会費は、年額1,000円とする。

※共済継続特別会員とは、法定会員の資格を喪失（任意脱退を除く）したもので、引き続き全国商工会会員福祉共済に加入できるよう、所定の要件を満たした場合に限り、会員資格を与えたものをいう。

## 2 会費の払い込み方法

各支部において徴収

## 3 会費の納期

11月末日の年1回

## 附 則

この基準の一部改正は、平成24年4月1日から施行する。

## 附 則

この基準の一部変更は、令和2年5月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

## 附 則

この基準の一部変更は、令和4年4月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。